

派遣も雇用主も つらい通勤費負担

国民の憲法上の権利の一つとして居住地選択の自由があります。そして、自由に選んだ住居からの通勤費については、スジからいえば自己負担すべきものですが、通常は雇い主が全額負担しています。素直に考えると変なことです。別に、雇い主に通勤費負担の法的義務があるわけではないからです。とはいえ、雇い主の通勤費負担は雇用に伴う単なる任意の給付というよりも、強制的社会慣行とも言うべきものとなっています。だからでしょうか、従業員からは、負担してもらった通勤費について、当然のこととして何の感謝もされません。

所得税法では通勤手当や仕事における無償貸与物の

給付を非課税としています。非課税としているのは、雇い主の従業員通勤費等の負担によって、労務の対価以上に従業員の手元に残る金銭が増えることはないからでしょうが、さらに、非課税とすることにより、働くための条件整備費用は、従業員自身ではなく雇用主負担とすることがよい、との考えを国策的に奨励しているともいえます。

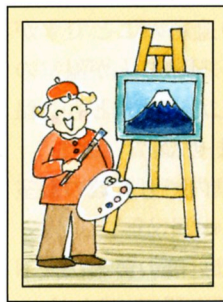
税の規定は所得の実質主義に基づいているかのようではありますが、税の規定も形式主義で、通勤費名目のない派遣労働者の多くが、収入項目に通勤手当のない給与明細を受け取っており、通勤費補助がない人です。しかし、彼らも通勤費を負担して通勤

しており、その費用は受け取る給与から償っています。同じ通勤費について、公務員や正社員は非課税、非正規労働者は考慮なしでは社会的差別の上塗りになってしまいます。

給与所得計算において自己負担通勤費を非課税扱いとして収入から除外して申告をして、否認され、係争になった事例が報道されるようになってきました。国税不服審判所での公表審判事例では、通勤手当が分別支給されていないという理由だけで課税対象にするのは不当という納税者の主張は、法令自体の当否を訴えていることであり、そういうことは審判所の権限を超えている、としています。

公務員や正社員が優遇され、非正規労働者が冷酷なあしらいを受けることのないように配慮したい気持ちはあるのですが、制度の壁は大岡裁きを許さないようです。

鬼は外、福は内。節分は季節の分かれ目。立春立夏 立春 立冬の前日を指し、年四回祝っていたのが、室町時代のころから立春の前日だけになってきました。立春が当時の新年であり、年の生活の初めと考えて重要視されたためです。「雪掃いて節分の風呂沸しけり 華月」
2月は贈与税、所得税の確定申告が始まります。
4日立春、19日雨水。



希望が逃げていっても、
勇気を逃してはいけない！
希望はしばしばわれらをあざむくが、
勇気は力の息吹である。
(ドイツの哲学者 ブーテルヴェク)

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)		○1月分個人住民税特別徴収分の納付	
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	16日より	○12月決算法人の確定申告	
○12月決算法人の確定申告	3月1日	○6月決算法人の中間(予定)申告	
○6月決算法人の中間(予定)申告	"	○固定資産税、都市計画税の納付	
	(地方条例による)		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。